

39万人分の水めざし

第三次拡張事業すすむ

横尾浄水場の工事も始まる

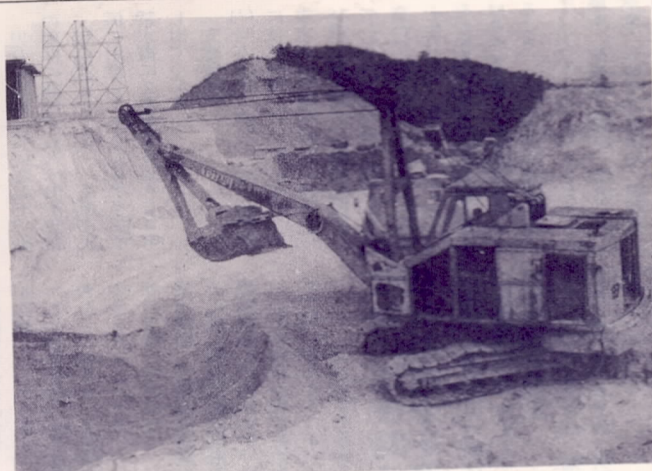
大分市では、市勢の発展にともない急激な水需要の伸びを示している。市では、これらの水需要を満すため、四十一年度から十一年計画で第三次拡張事業を進めてきた。

この拡張事業は、総事業費四十六億円をかけ、一日当り十七万五千立方メートルの水道を建設している。

すでに光吉浄水場増設工事、えのくま浄水場新設工事は完成し、一日十萬八千立の給水が可能となつていす。

しかし、さらに増加する水需要を見込み、今年から横尾浄水場の新設工事に切りかれました。

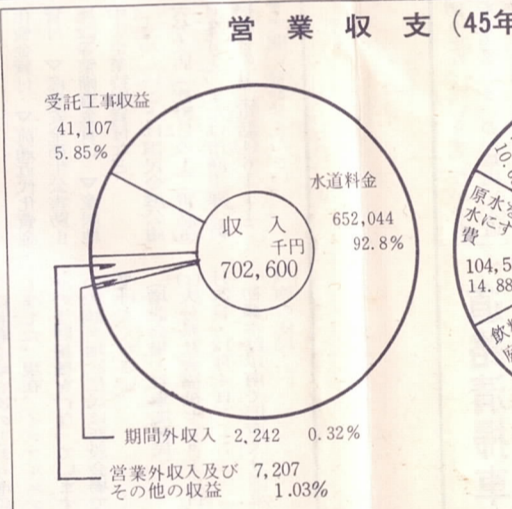
この横尾浄水場は、工事費十四億円をかけ、一日当り、六万立方メートルの給水が可能な施設として新設される。



急ピッチで進む横尾浄水場工事

であったのが四十五年には二億一千七百万と実に約二・一倍の伸びを示しています。このように施設を拡張、整備するにつれ、資本費が年々増大し、資金面で苦しい状態が続いています。

決算の終っている四十五年度の



未給水地区解消に努力

配水管整備にとり組む

水道管は長年使用すると内側に錆や腐食が生じ、漏水の原因となつていす。また、古い配水管は管径が小さく、給水能力が不足している。このため、未給水地区の解消と配水管の整備に力を入れています。

この第三次拡張事業の進捗率は、四十六年分の発注工事を含めて六十二パーセントとなつていす。

また、この拡張事業の建設費は四十六億円という莫大なものになり、水道企業が独立採算を取っているため、水道料金収入でまかなうことができません。

そのため、建設費のほとんどに、配水池などの工事発注が行なわれています。

この浄水場の取水は、大南地区判田にある農業用水取水口から行なうもので、水量豊かな大野川の水を使用することになりす。

これらの工事が完了する五十年には、三十九万人分の給水が可能になり、十分に大分市の水需要に答えることができるようになります。

将来の水道構想

第四次はダム開発が必要

昭和四十一年から五十年までの十一年計画で第三次拡張事業を継続してはいますが、給水人口の増加や生活水準の向上により将来の水需要は、急激に増加しつづける傾向にあります。

そのため現在計画中の給水能力十七万五千立をさらに超えることが予想されます。

これに足るため、現在計画中の第三次拡張事業に引き続き、第四次拡張事業を推進して行かねばなりません。

かりに、昭和六十年度における一人一日最大給水量を七百立と推定し、第四次拡張事業を五十一年度から十一年継続事業で推進した場合は左表のとおりです。

項目	総人口	普及率	給水人口	一人一日最大給水量	給水能力
40年度	445,000	95.9%	427,000	700立	298,800立
50年度	495,000	95.9%	477,000	700立	334,800立
60年度	545,000	95.9%	527,000	700立	370,800立

この結果不足する水量二十一萬七千立、完成時には坂ノ市水源池三千立の廃止を見込む。については、大分川、大野川、両河川の取水量の限界が見込まれるので、表流水のみ依存することは、予想水量の需要をまかなうことが不可能となりす。

そのため、将来の水源確保については、必然的にダム開発に求めなければならぬ状態にあります。

松岡、尾崎、池の平地区、

実施すべき地区 (一部施工中)

①給水不良解消地区：大津町、寺崎、新高松東地区、古府花園地区、大空団地地区、毛井地区、花津留原地区、関園地区、真善地区、志手毛井地区、弁天豊町地区、松岡尾崎地区、池の平地区、



配水管整備工事もすすむ

大分市に水道が誕生したのは昭和二年。以来、市勢の発展とともに拡張につづけてきました。みなさんに水を送りつづけてきた。これにより、現在では大分市の水道普及率は八十七・七パーセントになり、全国平均の八十六パーセントを大きく上まわつていす。

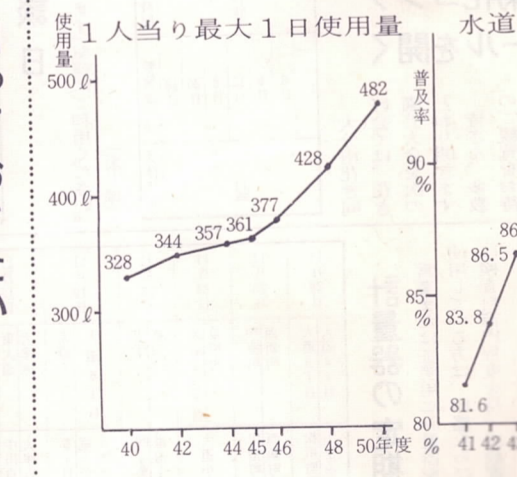
しかし、これからはますますふえる水需要にこたえるために施設を拡張して、昭和五十年までに九十九パーセント台に普及したいと考えています。

現在、大分市の実給水人口は一日当り二十三万四千、四十五年度末現在、まかなえます。

しかしこの施設能力にも限度があり、給水人口がふえれば当然まかなえなくなります。

では、給水量がどれだけふえるかを見ますと、四十年から四十五年の六年間で給水量は一人当り十パーセントも増し、年々着実に伸びていす。四十五年夏のピーク時には、一人一日当り最大三百六十一立に達し、四十年の三十三立より実に十倍に達する。第三次拡張事業終了時には四百立をこえることが予想されます。

このように給水量がふれば、ふえるほど常に先手、先手と将来を見こし施設を拡張して行かなくてはなりません。



水道の知識

水道の普及率は、一人一日最大1日使用量

使用量 1人当り最大1日使用量

328 344 357 361 377 428 482

普及率 80% 85% 90%

40 42 44 45 46 48 50年度

41 42 43 44 45 46 47 48 49 50年度

81.6 83.8 86.5 86.7 87.7 87.7 87.7 87.7 87.7 90.0

普及率は、市役所水道課、各支所へお届ください。

水道局 市役所水道課、各支所へお届ください。

新しく水道を引く方へ

水道の新設、増設、改良などの事は水道局公認の水道工事店で行なうことができます。注意、この工事は公認の水道工事店以外ではできません。(モグリ業者)に依頼したり、自己で工事を行なうことはできません。

分勝手に工事をする、規格外の材料を使ったり、いかに工事を安くしようと、この工事は無届け工事となつて後々まで迷惑がかかります。

水道料金は口座振替で

口座振替制度を利用します。水道料金納入通知書に示している指定金融機関があなたにかかわる納期、納金、水道料金を預金口座から振替えて、納入し、領収書を送ります。

ご希望の方は、あなたの預金通帳に使用している印鑑と前回の水道使用料領収書を持って預金先の金融機関に申し込みたい。

くわしいことは、水道局業務課 (電話⑤2050) または各支所へお問い合わせください。

給水装置は所有者の財産

給水装置とは、市の配水管から分けて設けられた給水管と、これに直結する給水用具のことをいいます。給水装置は所有者の財産です。給水装置は管理してください。

故障はすぐに修理を

給水装置の修理は水道局か、もよりの水道工事店に申し込みたい。

給水装置の修理は、水道局または水道工事店以外ではできません。(ジャグチ)からの水もれのような簡単な修理はあなたがしたかまいません。

修理にかかるとは、ご家庭で応急処置をしてください。

(3)修理の費用は原則として、使用者に負担していただきます。

給水装置は所有者の財産

水道局 市役所水道課、各支所へお届ください。

新しく水道を引く方へ

水道の新設、増設、改良などの事は水道局公認の水道工事店で行なうことができます。注意、この工事は公認の水道工事店以外ではできません。(モグリ業者)に依頼したり、自己で工事を行なうことはできません。

分勝手に工事をする、規格外の材料を使ったり、いかに工事を安くしようと、この工事は無届け工事となつて後々まで迷惑がかかります。

水道料金は口座振替で

口座振替制度を利用します。水道料金納入通知書に示している指定金融機関があなたにかかわる納期、納金、水道料金を預金口座から振替えて、納入し、領収書を送ります。

ご希望の方は、あなたの預金通帳に使用している印鑑と前回の水道使用料領収書を持って預金先の金融機関に申し込みたい。

くわしいことは、水道局業務課 (電話⑤2050) または各支所へお問い合わせください。

